

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社丸昇建設
法人番号 : 2190001004590
業者の住所 : 三重県尾鷲市倉ノ谷町26-21
- 2 指名停止の期間 : 令和5年3月30日～令和5年9月29日(6か月)
- 3 指名停止の措置対象地区 : 全地区

4 事実概要

令和5年2月14日、(株)丸昇建設の元代表取締役は、中部地方整備局発注の工事にかかる一般競争入札を巡り、令和3年3月頃に中部地方整備局職員(当時)から入札情報を入手し、他の者と共謀の上、公正な入札を妨害したことにより、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の容疑で愛知県警に逮捕された。

また、令和5年3月7日、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の罪で公訴を提起された。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第10号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～9 省略	省略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
10 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から全地区を対象として3か月以上12か月以内
11～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)